

訴え提起の手数料、訴訟費用額確定手続に関する議論の整理 (案)

(前注)民事訴訟費用等に関する法律については、法律の条数のみを記載した。

第 1 訴え提起の手数料に関する見直しの方向性

1 手数料の低額化、簡素化

訴え提起の手数料については、現行のスライド制の下において手数料が高額になるため利用者の費用負担が重いと認められる場合について低額化を行うものとするかどうか。なお、これとあわせて、手数料が低額の部分について例えば訴訟の目的の価額 5 万円までごとに 400 円又は 500 円と定める手数料の定め方について簡素化するものとするかどうか。

2 少額訴訟事件の訴え提起の手数料

少額訴訟事件の訴え提起の手数料について引き続き検討する。その際、定額制の導入については、定額制を導入する根拠、定めるべき手数料の水準や通常訴訟における低額の手数料の見直しの方向との整合性、通常訴訟や調停など他の手続との役割分担及びこれらの手数料水準とのバランス、通常訴訟への移行における手数料差額の取扱い、対象事件の訴訟の目的の価額の上限の引上げ等の問題に留意しつつ、引き続き検討する。

3 手数料納付方法の改善

手数料納付の方法は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはって納めなければならないとされているが(第 8 条)、納付方法を多様化して利用者の便宜を図るため、印紙以外の方法で納付することができるものとするところについて、具体的な制度設計も含め、なお検討する。

第 2 訴訟費用額確定手続の簡素化の方向性

1 訴訟費用の範囲の見直し

書類の書記料及びその提出の費用(第 2 条第 6 号、第 7 号、第 15 号)を訴訟費用の範囲から除くものとするかどうか。

(注)書類の書記料及びその提出の費用に関する規定

訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類(当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。)の書記料(第 2 条第 6 号)及びその書類の提出の費用(第 2 条第 7 号)

強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付与若しくは民事執行法第 29 条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用(第 2 条第 13 号)のうちの書類の提出の費用

強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付与若しくは民事執行法第 29 条の規定により送達すべき書類の交付を受け、又は公証人法第 57 条ノ 2 の規定により公証人がする書類の送達を受けるために、裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類の書記料及びその提出費用(第 2 条第 15 号)

2 当事者等の旅費等の計算方法

当事者又は代理人が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費及び日当(第 2 条第 4 号、第 5 号)については、可能な限り定額化を図る方向でそのための具体的な方策について引き続き検討する。

3 訴訟費用額の確定を求める申立ての方式等の簡素化

訴訟費用額の確定を求める申立ての方式等については、可能な限り簡素化を図る方向で、そのための具体的な方策について引き続き検討する。

(後注)

引き続き検討する必要があると考えられる課題

第 1 訴え提起の手数料関係

- 1 利用者の費用負担が重いと認められる訴訟の目的の価額の範囲、低額化する程度等、手数料の低額化の具体的な方法については、訴訟の利用実態をも踏まえ、引き続き検討する。
- 2 手数料の定め方について、昭和 46 年又は昭和 55 年以後の経済指標の動向等を考慮しつつ簡素化を検討するに当たっては、低額の手数料及び定額の手数料の手数料水準について、同様に経済指標の動向等を考慮しつつ見直しをする必要がないかどうか。
- 3 印紙以外の納付方法については、例えば、日本銀行、その歳入代理店である金融機関、あるいは郵便局に納付してその領収証書を提出する方法によることもできる登録免許税の例も参考にしつつ、引き続き検討する(登録免許税法第 21 条、国税通則法第 34 条第 1 項)。

- 4 当事者の利便性を向上させるため、現在郵便切手によって納められている書類の送達費用(第 11 条第 1 項第 1 号、第 13 条)を、訴え提起時に手数料として納付する制度を導入することについて、具体的な方法も含め引き続き検討する。

第 2 訴訟費用額確定手続関係

- 1 次の費用につき、書類の提出の費用と同様に費用の範囲から除くものとするかどうか。

官庁その他の公の団体又は公証人から当該民事訴訟の資料とされた書類の交付を受けるために要する費用(第 2 条第 8 号)のうち、郵便料金に相当する額。

文書又は物(裁判所が取り調べたものに限る。)を裁判所に送付した費用(第 2 条第 10 号)。

強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付与若しくは民事執行法第 29 条の規定により送達すべき書類の交付を受け、又は公証人法第 57 条ノ 2 の規定により公証人がする書類の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類を官庁その他の公の団体又は公証人から交付を受けるために要する費用(第 2 条第 15 号上段かっこ書)のうち、郵便料金に相当する額。

- 2 旅費及び日当の定額化に関する制度設計に際しては、当事者が実際に支出する旅費や証人に支給する旅費(第 21 条)との整合性、日当の額は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定めることとされている現行法(第 2 条第 4 号、第 5 号、第 22 条第 2 項)の規定の趣旨及び証人に支給する日当との関係、などの問題点について引き続き検討する必要がある。

- 3 訴訟費用額の確定を求める申立ての方式等の簡素化を図るための具体的方法として、例えば、相手方が訴訟費用の全部を負担すべき場合において、申立てに係る費用の額が記録上明らかなきときは、相手方への催告(民事訴訟規則第 25 条第 1 項)をすることなく、裁判所書記官が訴訟費用等の負担の額を定める処分をすることができるものすることはどうか。また、費用計算書に記載すべき内容についても、額を裁判所が定めることとされている費用の記載方法も含め、検討する必要はないか。